

保険外診療(自由診療)とは

診察の種類	説明・特徴	治療費
保険診療	健康保険が適用になる通常私たちが医 療機関で受けている治療のことです。	治療費のうち、通常7割を国民健康保険 や健康保険組合などが負担し、残りの3 割を患者が自己負担(一部負担金)にな ります。
自由診療	健康保険が適用にならない治療のことです。例えば、がんに有効な新しい治療法が世界中で開発されている中で、国内未承認の抗がん剤などによる治療は、健康保険等(公的医療保険)が適用されず、 先進医療にもあたらないため、自由診療になります。	本来の健康保険等が適用される治療も含め、すべての治療費が全額自己負担になります。

「自由診療」 <全額>自己負担分

一連の治療で、健康保険を適用した治療との併用(混合診療)は、 現在の医療保険制度では認められていません。

保険診療ではないものの例 ●美容整形 • 予防注射 ●歯列矯正や歯の ・人間ドックや ホワイトニング 健康診断 ●正常な出産 保険診療と併用できるものの例 ・入院時の個室など ●先進医療 (※国が認めたもの)

例えば、美容整形は病気の治療ではないので、保険 では認められません。歯科での歯の詰め物は、保険で 認められているものより良い材質のものを使う場合 も自由診療となります。保険診療では必要最低限の診 療を受ける権利のようなもので、人より良い医療を受 けることは制限されているのです。

漢方治療の多くは保険で行えますが、病名ごとに使 える漢方薬が保険診療では制限されているため、各個 人の体質や病気の状態に合わせたきめの細かい診療 を行おうとすると保険診療は馴染みません。そのため 漢方診療を専門に行っている所は、自費診療が多くな っています。

日本で未認可の医薬品や、保険適応疾患以外の医薬 品の使用も、自由診療なら可能になります。



保険診療とは・・



保険診療は、健康保険が適用になる通常の治療のことです。 保険診療には、「保険が利く範囲」があり、病気ごとに検査 内容や使用できる薬などが決まっています。

保険診療は、自己負担の金額が少ないため、ちょっとした病気や体の不調でも病院にかかれるよう になり、だれでも自由に病院を選べることから大病院志向になって患者が一ケ所に集まって「3 時間 待ちの3分診療」と言われるほど、待ち時間が長くなってアクセスが良くなったとは決して言えませ h_{\circ}

さらに重要な事は、医師は1人当たりの診療時間が短く制限されるため、十分な診察、説明や納得 の行く治療満足が受けられないという患者側の不満も出てきます。今の保険制度では、一人に3分間 の診察でも、1 時間の診察でも診察料は同じです。時間をかけて丁寧な診察と十分な説明をしたくて も、保険診療のもとでは一人の患者さんに長く時間をかけると経営困難になってしまいます。 保険診療=制限診療なのです。

自由診療のメリット・デメリッ

自由診療にすることにより、患者さんの経済的負担は多少大きくなりますが、

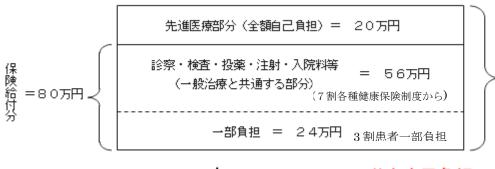
- ① 1) 十分な時間をかけて診療ができる、2) 保険で認められない治療を自由に提供できる、3) 患 者さんの利便性が高まる、といったより質の高い、「患者中心」の医療が実現できるメリットがあ ります。
- ② 医療格差

お金を持っている人は最高の医療を受けることができますが、お金を持っていない人は自分の支 払える範囲の治療しか受けることができません。民間の医療保険やがん保険に加入していれば良 いですが、加入していない人は高額の医療費を払い続けることは難しいでしょう。

厚生労働省が定める「高度な医療技術を用いた治療」のことで健康保険等の適用が認められている 技術のことです。

例 総医療費 100 万円うち先進医療が 20 万円(70 歳未満)

< 上記に係る例図 >



この分を自己負担

健康保険等が負担 <7割>

自己負担 ≪3割≫

「先進医療」 <全額>自己負担分 高額医療費控除

報酬月額が 28~50 万円の人 80,100 + (80 万円 - 267,000) ×

1%=85,430 円

=100万円

療養部分

医療費の自己負担額

20 万円+85,430 円=285,430 円